

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
アクションプランについて

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
アクションプラン



平成 31 年 3 月

もくじ

1	一般廃棄物（ごみ）処理アクションプランの策定にあたって	1
(1)	一般廃棄物処理アクションプラン策定の趣旨	1
(2)	位置づけ	1
(3)	基本的な推進方法	1
(4)	計画期間	2
2	ごみ処理の現状と減量への基本方針	3
(1)	ごみの排出量の現状	3
(2)	基本理念と基本方針	5
(3)	基本的な役割分担	7
(4)	目標値	8
(5)	施策体系	9
3	目標達成のための取組	10
4	計画の進行管理	18
(1)	進行管理	18

1 一般廃棄物（ごみ）処理アクションプラン策定にあたって

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理アクションプラン策定の趣旨

西脇市（以下「本市」という。）では、「西脇市総合計画」（2007（平成19）年）を策定し、持続可能な循環型社会を築き、人と自然が共生できるよう、ごみの減量と適正処理や、環境にやさしいライフスタイルの推進に取り組んでいます。

また、「西脇市環境基本計画（2011（平成23）年）では、環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくりを基本目標の一つに掲げています。これらの計画に基づき、ごみの減量、資源化に取り組んできた結果、ごみ排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量は784グラム（2015（平成27）年）と県内でも少ない部類に属しています。しかし、その傾向は徐々に鈍化し、資源化率も伸び悩むなど、更なる取組が求められます。

2016（平成28）年8月、“燃やすから生かす”の考えのもと、本市は、多可町と1市1町の枠組みで新ごみ処理施設の整備を進めることを決定し、2024（平成36）年度の稼働を目指して取組を進めています。

本市では、平成29年度にごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、「西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「ごみ処理計画」という。）を策定しました。

「西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）は、「ごみ処理基本計画」の基本理念及びそれを実現するための基本方針や目標の達成に向けた主要施策の具体的取組を定めるものです。

(2) 位置づけ

「ごみ処理計画」が示す基本方針に基づき、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための具体的な施策を実施する計画です。市は、定めた期限までに目標を達成するために進捗状況を評価・検証して、ごみの減量・資源化に取り組むことを促す計画として位置付けます。

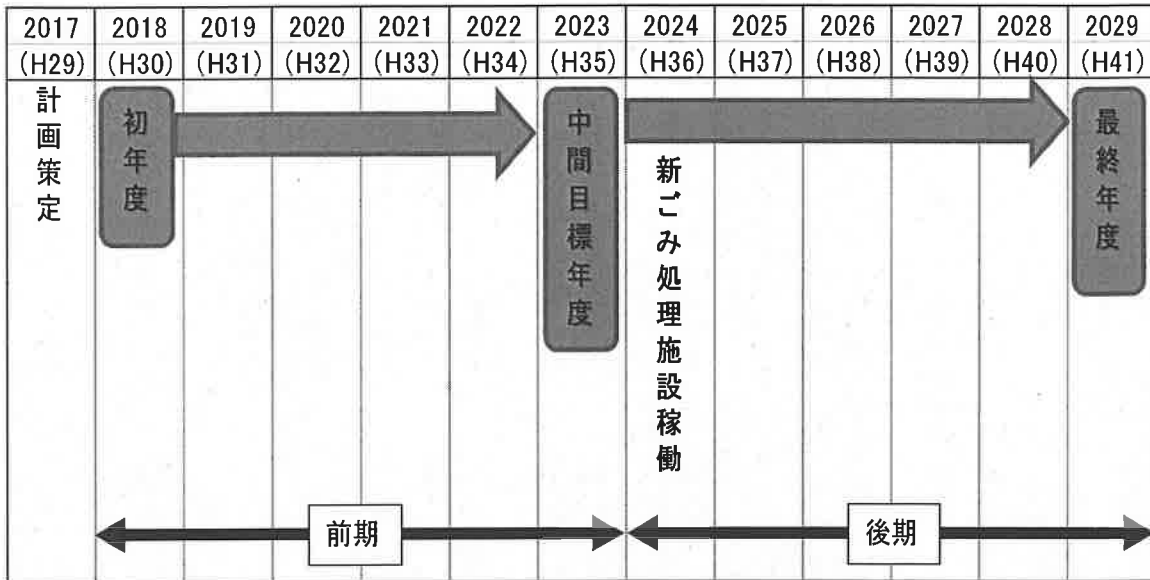
(3) 基本的な推進方法

「アクションプラン」に掲げる具体的な施策は、各年度の予算に反映させてその実現に努めます。新たな課題への対応として必要な施策を展開する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、費用に対する効果、環境に与える影響などとともにスピードとタイミングも考慮しながら施策を推進します。

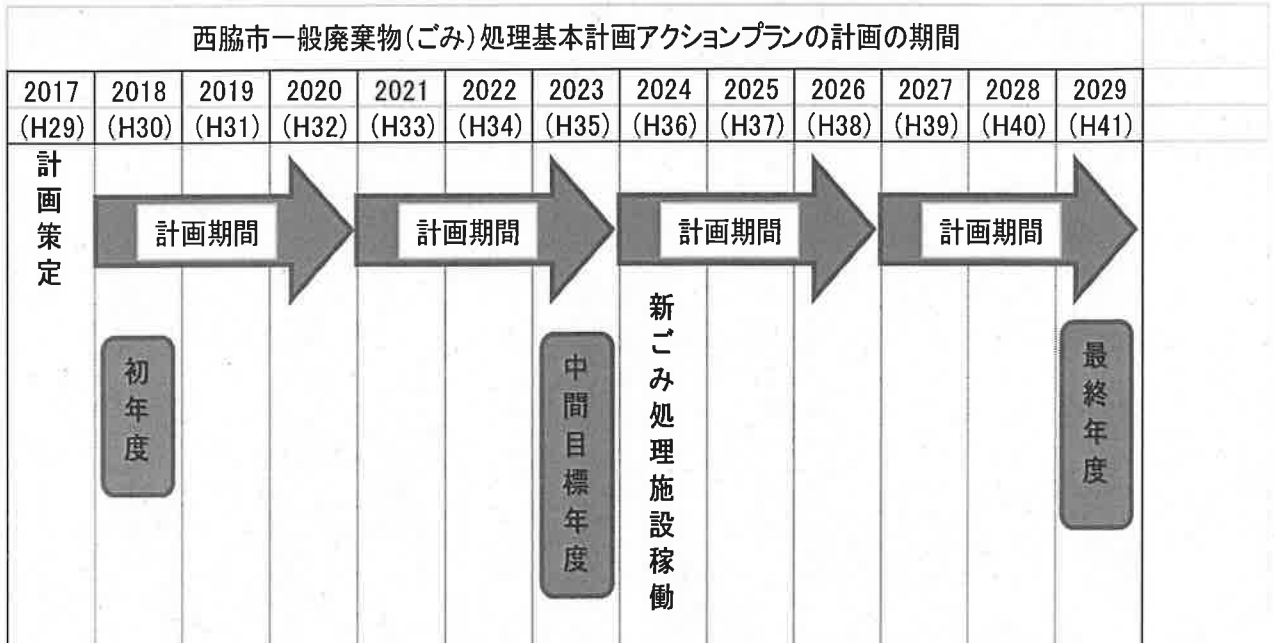
(4) 計画期間

「アクションプラン」は上位計画の「ごみ処理計画」に即し、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3か年の計画期間とします。

西脇市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画の期間



西脇市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画アクションプランの計画の期間



2 ごみの現状と減量への基本方針

(1) ごみの排出量の現状

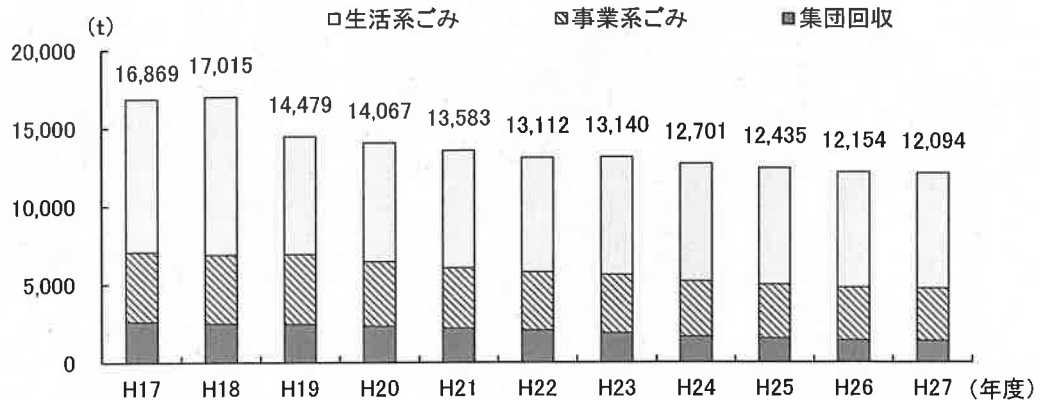
ごみの排出形態別排出量の推移を、下記に示します。全体として、排出量は、2007（平成19）年度に有料指定収集袋制度を導入したことにより大きく減少し、2011（平成23）年度に微増したものの、翌年度以降は再び減少しています。

ごみの排出形態別排出量

単位：排出量=t、排出割合=%

	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
	排出量	排出割合	排出量	排出割合	排出量	排出割合	排出量	排出割合	排出量	排出割合	排出量	排出割合
生活系ごみ	9,791	58.1	10,139	59.6	7,551	52.1	7,607	54.0	7,525	55.4	7,329	55.9
事業系ごみ	4,474	26.5	4,385	25.8	4,483	31.0	4,131	29.4	3,889	28.6	3,725	28.4
集団回収	2,604	15.4	2,491	14.6	2,445	16.9	2,329	16.6	2,169	16.0	2,058	15.7
合計	16,869	100.0	17,015	100.0	14,479	100.0	14,067	100.0	13,583	100.0	13,112	100.0
	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度			
	排出量	排出割合	排出量	排出割合	排出量	排出割合	排出量	排出割合	排出量	排出割合		
生活系ごみ	7,540	57.4	7,511	59.1	7,472	60.1	7,369	60.6	7,370	61.0		
事業系ごみ	3,737	28.4	3,541	27.9	3,453	27.8	3,375	27.8	3,368	27.8		
集団回収	1,863	14.2	1,649	13.0	1,510	12.1	1,410	11.6	1,356	11.2		
合計	13,140	100.0	12,701	100.0	12,435	100.0	12,154	100.0	12,094	100.0		

ごみの排出形態別排出量の推移



ごみの種類別排出量の推移は全体的には減少傾向にあり、燃えるごみ、資源ごみ、その他の不燃物類、集団回収は、減少傾向が続いています。

ごみの種類別排出量

単位：t

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
燃えるごみ	9,827	9,666	9,593	9,489	9,440
資源ごみ	791	746	729	710	710
その他の不燃物類	356	332	283	276	273
大型ごみ	303	308	320	269	315
集団回収	1,863	1,649	1,510	1,410	1,356
合計	13,140	12,701	12,435	12,154	12,094

出典：みどり園資料及び兵庫県環境整備課資料

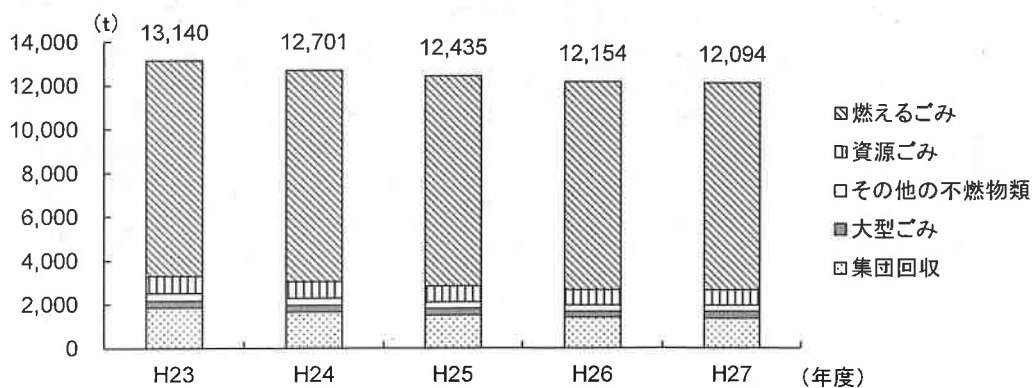
ごみの排出形態及び種類別排出量

単位:t

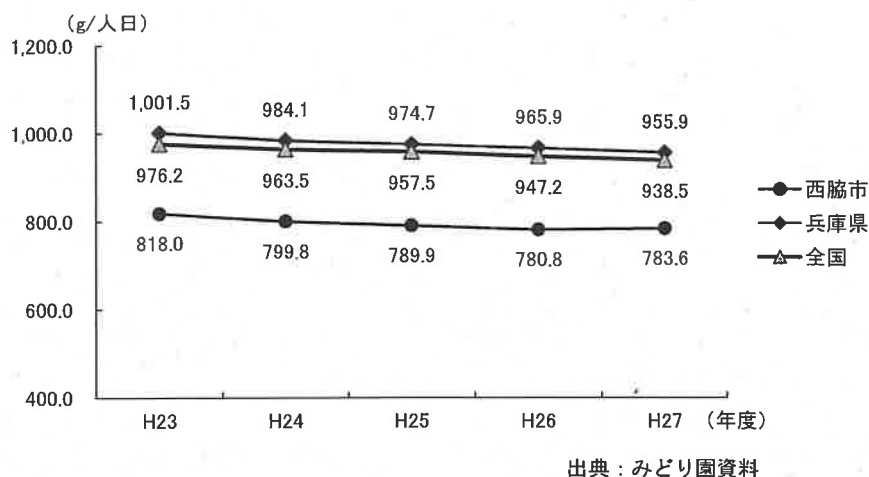
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
生活系ごみ	7,540	7,511	7,472	7,369	7,370
収集	7,255	7,217	7,172	7,114	7,075
燃えるごみ	6,319	6,334	6,299	6,274	6,221
資源ごみ	757	712	699	690	688
その他の不燃物類	161	157	154	136	146
大型ごみ	18	14	20	14	20
直接搬入	285	294	300	255	295
大型ごみ	285	294	300	255	295
事業系ごみ	3,737	3,541	3,453	3,375	3,368
許可業者による搬入	2,802	2,602	2,464	2,462	2,464
燃えるごみ	2,758	2,560	2,423	2,431	2,431
資源ごみ	27	27	25	14	15
その他の不燃物類	17	15	16	17	18
直接搬入	935	939	989	913	904
燃えるごみ	750	772	871	784	788
資源ごみ	7	7	5	6	7
その他の不燃物類	178	160	113	123	109
合計	11,277	11,052	10,925	10,744	10,738
集団回収	1,863	1,649	1,510	1,410	1,356
紙類	1,557	1,352	1,225	1,152	1,108
紙パック	11	9	8	6	5
金属類	64	67	62	59	58
ガラス類	0	0	0	1	1
ペットボトル	33	31	38	34	27
白色トレイ	5	5	4	4	3
容器包装プラ	1	1	1	1	1
プラスチック類	0	0	0	0	0
布類	192	184	172	153	153
総排出量	13,140	12,701	12,435	12,154	12,094

出典：みどり園資料及び兵庫県環境整備課資料

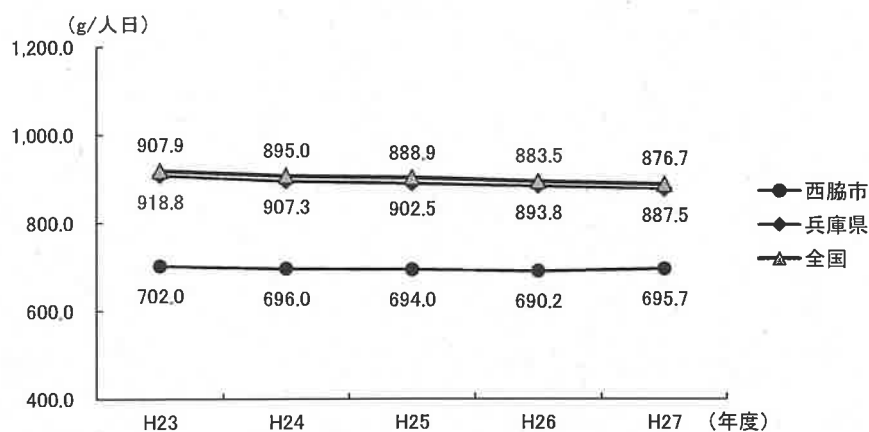
ごみの種類別排出量の推移



1人1日当たりのごみ排出量の推移 (集団回収を含む。)



1人1日当たりのごみ排出量の推移（集団回収を除く。）



(2) 基本理念と基本方針

「ごみ処理基本計画」において本市の循環型社会形成に向けた基本理念及びそれを実現するための基本方針や目標、目標達成に向けた主要施策を示します。

基本理念

ともに進める “ごみ減量” と “資源循環”

～ もったいない！ の心を行動へ ～

基本理念の実現に向けて、次のとおり5つの基本方針を定めます。これらの基本方針に基づいて、各施策を展開していきます。

(1) 「もったいない精神」による発生抑制と再使用の推進

日頃の暮らしや事業活動において、「もったいない精神」を忘れないことが大切です。燃えるごみには、資源である紙類・容器包装プラ、未利用食品等が含まれており、これらをごみにしない発生抑制に向けた取組を進めます。また、「ものを大切に作る」意識を高め、再使用を推進します。

(2) 資源循環に向けた分別の徹底による再生利用の推進

燃えるごみや燃やさないごみの中に、資源として利用可能なものが混入しています。分別の徹底を推進するとともに、資源の更なる再生利用の仕組みづくりを目指します。

(3) ごみの減量・資源化を考え、行動する人づくり

限りある資源を次世代に引き継いでいくため、次世代を担う子どもたちをはじめ、市民・事業者に向けて3Rや、ごみの減量・資源化に関する行動につながる教育・学習活動を継続的に展開します。

(4) ごみの減量・資源化を促す充実した情報の発信

ごみの減量・資源化には、市民・事業者・行政が自らの役割を認識し、高い意識を持って行動することが必要です。そのため、ごみや環境に関心を持ち、日頃から3Rを意識して実践できるよう、適正な処理につながる分かりやすい情報の発信に取り組みます。

(5) みどり園等と進める適正かつ効率的なごみ処理体制の再構築

現ごみ処理施設については、みどり園とともに適正な運用・管理や収集運搬効率の向上に努めます。また、新ごみ処理施設の計画においては、所管する西脇多可行政事務組合のほか、みどり園や多可町と連携し、環境負荷の低減や資源化の推進に配慮したシステムづくりを行います。分別区分や収集方法の見直し時には、スムーズに移行できるよう適正な処理体制を整えます。

目標値の設定
2029年度

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本
計画アクションプラン

【目標値の設定】

2018年度～2020年度
2021年度～2023年度
2024年度～2027年度
2028年度～2029年度

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本
計画

【目標値の設定】

2023年度（中間年度）
2029年度（最終年度）

(3) 基本的な役割分担

① 市民

市民は、日常生活の中でごみを排出する当事者としての意識を持って行動し、より一層ごみの減量のための買物行動の実施や資源化のための分別の徹底を行うなどの役割を担います。

② 事業者

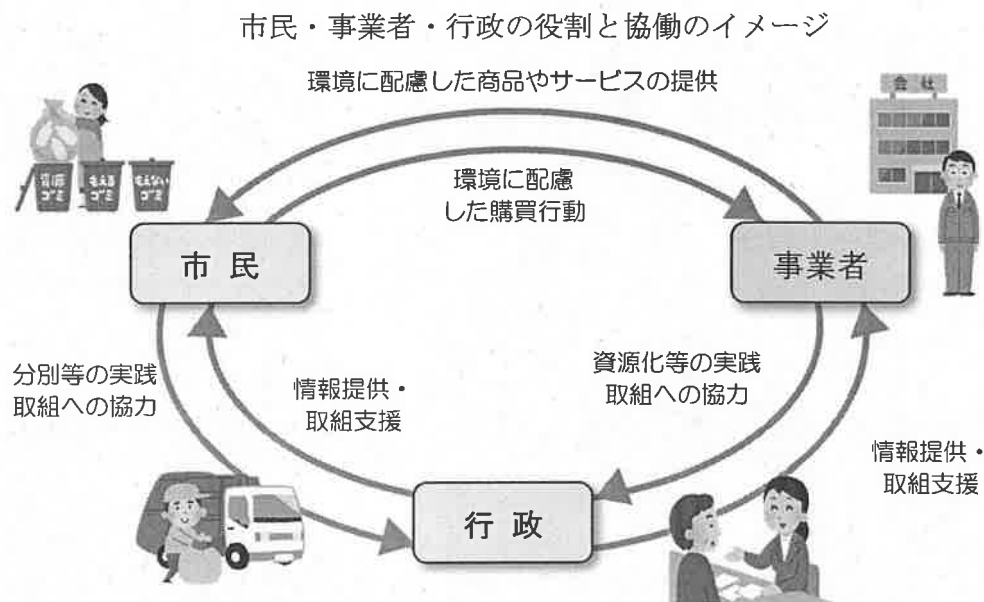
事業者は、各々の事業活動において発生するごみについて、自己処理の原則に基づき、適正な処理を行うとともに、業態に即した3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））に取り組んでいく役割を担います。

③ 行政

行政は、限りある資源をムダなく使うために、リサイクルによる「資源の再利用」から持続可能な社会の構築を目指して、市民や事業者の取組を支援します。

さらに、循環型社会形成に向けて3者を取りまとめるコーディネーターとしての役割も担います。

また、一事業者としての3Rへの率先行動に努めます。



西脇市自治基本条例では、市民とは「市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるもの」をいいますが、本計画では以下のように定義します。

- ・市民：市内に居住する者、市内で働く者や学ぶ者、活動する個人や団体
- ・事業者：市内で事業を営む個人や団体（法人）
- ・行政：執行機関（市の行政の実務を行う行政機関）と議会

(4) 目標値

「ごみ処理計画」の計画期間は、2018（平成30）年度を初年度とし、2029（平成41）年度最終年度となる2029年度までの12年間を計画期間とし、2023（平成35）年度までを前期、以降2029（平成41）年度までを後期とし2023（平成35）年度を中間年度とし、見直しを行う計画となっていますが、「アクションプラン」では、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度、2021（平成33）年度から2023（平成35）年度、2024（平成36）年度から2026（平成38）年度、2027（平成39）年度から2029（平成41）年度と、3か年毎の目標値を設定し、目標達成に向けた主要施策に係る事業を実施いたします。

なお、関係法令の改正、廃棄物を取り巻く環境の変化等社会情勢の大きな変動等があった場合は、「ごみ処理計画」と同様に、必要に応じて見直します。

目標値一覧

一般廃棄物処理基本計画		基準年度		中間目標年度				目標年度			
一般廃棄物処理基本計画 アクションプラン		基準年度		2018~2020 (H30) ~ (H32)		2021~2023 (H33) ~ (H35)		2024~2026 (H36) ~ (H38)		2027~2029 (H39) ~ (H41)	
項目	単位	平成27年度	平成32年度	(増減)	平成35年度	(増減)	平成38年度	(増減)	平成41年度	(増減)	
重点項目1	1人1日当たりごみ排出量（集団回収除く）	696	691	0.7%減	679	2.4%減	667	4.1%減	655	5.9%減	
関連項目1	1人1日当たりごみ排出量（集団回収含む）	g/人日	784	769	1.9%減	784	3.7%減	748	4.6%減	742	5.4%減
関連項目2	1人1日当たり生活系ごみ排出量（集団回収除く）	g/人日	478	474	0.8%減	478	1.9%減	445	6.9%減	459	4.0%減
関連項目3	1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人日	218	217	0.5%減	218	3.7%減	203	6.9%減	196	10.1%減
重点項目2	資源化率	%	19.7	19.1	0.6% [※] 減	19.7	増減なし	34.7	15.0% [※] 増	50.0	30.3% [※] 増
関連項目1	リサイクル率	%	17.6	17.0	1.1% [※] 減	17.5	0.1% [※] 減	21.5	3.9% [※] 増	27.0	9.4% [※] 増
重点項目3	1人1日当たり燃やすごみ量	g/人日	628	620	1.3%減	605	3.7%減	580	7.6%減	542	13.7%減
重点項目4	最終処分量	t/年	1,204	1,145	4.9%減	1,089	9.6%減	870	27.7%減	686	43.0%減

(5) 施策体系

基本方針1 「もったいない精神」による発生抑制と再利用の推進

- 施策1-1 生ごみの発生抑制に向けた取組
- 施策1-2 「エコショップ認定制度(仮称)」の実施
- 施策1-3 マイボトル、マイ箸、マイコップ^{はし}の持参
- 施策1-4 リユースへの取組
- 施策1-5 不用品の交換等

基本方針2 資源循環に向けた分別の徹底による再生利用の推進

- 施策2-1 分別の推進
- 施策2-2 資源化の推進

基本方針3 ごみの減量・資源化を考え、行動する人づくり

- 施策3-1 体験型学習の実施
- 施策3-2 講座型学習の実施
- 施策3-3 イベント型啓発事業の開催

基本方針4 ごみの減量・資源化を促す充実した情報の発信

- 施策4-1 適切な情報発信
- 施策4-2 印刷物による情報発信
- 施策4-3 ICT活用による情報発信

基本方針5 みどり園等と進める適正かつ効率的なごみ処理体制の再構築

- 施策5-1 収集効率の向上と環境負荷の低減
- 施策5-2 中間処理施設の適正な管理運用
- 施策5-3 最終処分場の適正な管理運用
- 施策5-4 ごみの不法投棄防止・ポイ捨て防止
- 施策5-5 災害廃棄物対策
- 施策5-6 新ごみ処理施設の整備

3 目標達成のための取組

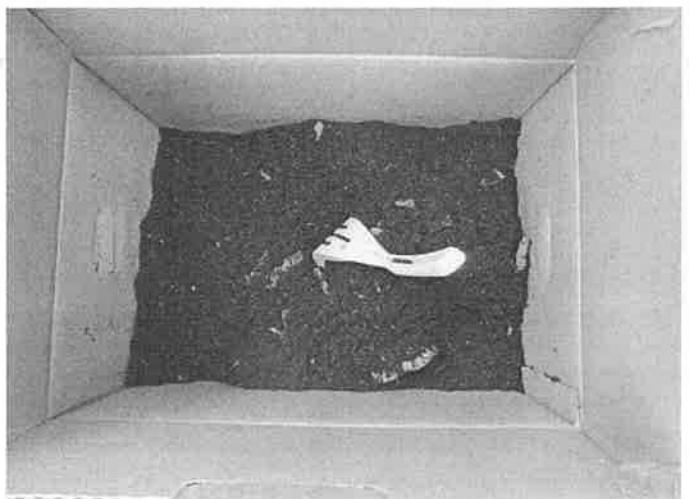
基本方針1 「もったいない精神」による発生抑制と再使用の推進

日頃の暮らしや事業活動において、「もったいない精神」を忘れないことが大切です。燃えるごみには、資源である紙類・容器包装プラ、未利用食品等が含まれており、これらをごみにしない発生抑制に向けた取組を進めます。また、「ものを大切に作る」意識を高め、再使用を推進します。

施策1-1 生ごみの発生抑制に向けた取組み					
取組		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	事業概要
三きり運動の取組み	お料理の食べきり	1 市民	→		
		行政	→		
		市民	→		
		事業者	→	→	
		行政	→	→	
段ボールコンポストの普及促進	2	市民	→		生ごみのリサイクル（堆肥化）により、ごみの減量とともに資源化を図ることで循環型社会の構築を推進する。
		行政	○ ○ ○ ○		
		行政	→	→	
コミュニティ生ごみ堆肥化設備設置促進制度（仮称）の検討	3	市民		→	地域における生ごみのリサイクルを促進し、循環型社会の構築を推進する。
		行政		→	
施策1-2 「エコショップ認定制度（仮称）」の実施					
レジ袋削減協力店の拡大	4	事業者	→	→	レジ袋削減に向け事業所と協定を締結することによりごみ発生を抑制する。
	行政		→	→	
・マイバック持参運動の展開 ・簡易包装の取組 ・ばら売り、量り売り、詰め替え商品の販売奨励	5 6 7	市民	→	→	天然資源の消費を抑制し、捨てるものの総量を減らすことでごみの発生抑制に繋げ環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。
		事業者	○	○	
		行政	○	○	
施策1-3 マイボトル・マイ箸・マイカップの持参					
イベントや日常生活でのマイボトル等の持参	8	市民	→		循環型社会の構築のためリデュース、リユースの取組を進める。
	事業者	→			
	行政	→			

施策 1-4 リユースへの取組						
取組			2018	2019	2020	事業概要
			(H30)	(H31)	(H32)	
イベント等におけるリユース食器の使用促進	9	市民 事業者 行政	市のイベントで利用			「リユース食器」の普及を通して、ごみを減らし環境に優しいイベントづくりを推進する。
		行政	○			
リターナブルびん飲料等の回収促進	10	行政		引取業者の調整		
レンタルやリースの奨励	11	市民	レンタル・リースの活用			レンタル・リースの活用によるごみ発生の抑制
		行政	レンタル・リースの活用と奨励			

施策 1-5 不用品の交換等						
取組			2018	2019	2020	事業概要
			(H30)	(H31)	(H32)	
フリーマーケット、リユースショップの利用	12	市民 行政	○	○	○	ごみの減量、資源化を推進するために、リデュース、リサイクルの取組を推進する。また、「みどり園リサイクルプラザ」「Rショップ」における事業を実施する。
「みどり園リサイクルプラザ」における事業の継続と周知 「Rショップ」での不用品交換・修理・販売	13	行政	継続実施			
			○○○○	○○○○	○○○○	広報での周知



基本方針 2 資源循環に向けた分別の徹底による再生利用の推進

燃えるごみや燃やさないごみの中に、資源として利用可能なものが混入しています。分別の徹底を推進するとともに、資源の更なる再生利用の仕組みづくりを目指します。

施策 2-1 分別の推進				2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	事業概要
取組							
ごみ減量・資源化説明会の実施	15	市民	参加	→			ごみ処理を効率的に進めるとともに限りある資源を大切にし、自然環境への悪影響を少しでも少なくするために様々な機会をとらえごみ減量・資源化について説明会を開催する。
		行政	自治会毎の実施	自治会毎の実施	自治会毎の実施	○	
スマートフォンに対応した分別等アプリの活用	18	行政	検討	○	導入		スマートフォンのアプリを活用して資源ごみの分別方法や収集日などをお知らせし、ごみの減量、資源化を推進する。
施策 2-2 分別の推進							
生ごみ資源化の推進	19	段ボールコンポストの普及促進		再掲			
		コミュニティ生ごみ堆肥化設備設置促進制度(仮称)の検討		再掲			
拠点回収の充実	20	行政	廃食用油小型家電回収	→			廃棄物の適正な処理及び有用な資源の確保という観点から廃食用油及び小型家電を回収し再資源化を進める。
			廃食用油回収量の把握	○	○	○	
			小型家電回収量の把握	○	○	○	
			剪定枝回収資源化方策の検討・実施	→			新ごみ処理施設の開設に合わせて、剪定枝回収資源化方策を検討する。
店頭回収の促進	21	行政	実績報告による排出量の把握	○	○	○	店頭回収量を把握し、今後のリサイクル推進の施策展開に反映させる。
			排出量の把握				
		22	市民	実施団体数の増加と実施回数増加	○	○	○
市民	「資源ごみ集団回収の手引き」の発行と説明会の開催	○	○	○			
行政	回収手引きの発行	→					

取組				2018	2019	2020	事業概要
				(H30)	(H31)	(H32)	
事業系ごみの資源化の推進	許可業者、古紙回収等資源回収業者との事業系ごみの減量・資源化を検討	23	事業者行政	検討			事業系ごみの資源化を推進する中で、許可業者、古紙回収等資源回収業者と連携をとりながらごみの減量・資源化について検討する。
	市役所として事業者の手本となるような資源化を推進		行政	○			
					職員向け説明会等の開催	○ ○ ○	○ ○ ○
				○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	ごみ袋の調査



基本方針3 ごみの減量・資源化を考え、行動する人づくり

限りある資源を次世代に引き継いでいくため、次世代を担う子どもたちをはじめ、市民・事業者に向けて3Rや、ごみの減量・資源化に関する行動につながる教育・学習活動を継続的に展開します。

施策3-1 体験型学習の実施							
取組				2018	2019	2020	事業概要
				(H30)	(H31)	(H32)	
市民向け	廃食用油リサイクル粉石けんづくり体験の実施	24	市民行政	実施			ごみの分別や再資源化について減量・資源化を考える機会として体験型学習を実施する。
	エコクッキング教室の開催			○	○	○	
学校園向け	食べきり運動の実施(学校園)	25	行政	実施			学校園の生活の中で環境について考える機会を設ける。
	児童・生徒向けの環境教育・啓発の実施		行政	全学校園で実施			
市民・事業者・学校園向け	ごみ処理・資源化施設の見学の実施	27	行政	実施			ごみ処理・資源化施設の見学を見学し、ごみの減量・資源化について考える。
施策3-2 講座型学習の実施							
市民向け	ごみ減量・資源化説明会の実施	28		再掲			
	エコクッキング教室の開催			再掲			
事業所向け	ごみ減量・資源化セミナーの開催	29	行政		○ 食品ロスの講座の開催		ごみ減量・資源化についての事業所向けの講座を開催する。
学校園向け	出前講座「3R・ごみ学習」の開催	30	行政	○ 実施(2校)	○ 実施(3校)	○ 実施(4校)	ごみ減量・資源化についての市民の学習機会として出前講座を開催する。
施策3-3 イベント型啓発事業の開催							
リサイクルまつりの開催		31	行政	実施			ごみ減量・資源化について考える機会としてリサイクルまつりを開催する。
市内イベントでの環境に係る啓発		32	行政	→ (4イベントで啓発)	→ (4イベントで啓発)	→ (4イベントで啓発)	ごみ減量・資源化について考える機会として各種イベントでの環境に係る啓発を行う。

基本方針4 ごみの減量・資源化を促す充実した情報発信

ごみの減量・資源化には、市民・事業者・行政が自らの役割を認識し、高い意識を持って行動することが必要です。そのため、ごみや環境に関心を持ち、日頃から3Rを意識して実践できるよう、適正な処理につながる分かりやすい情報の発信に取り組みます。

施策4-1 適切な情報発信						
取組			2018	2019	2020	事業概要
			(H30)	(H31)	(H32)	
外国人、高齢者、障害者にも優しい情報提供活動	34	行政	→○			外国人、高齢者、障害者に優しい情報提供を行う。新ごみ処理施設の開設に合わせて人に優しい情報提供活動を行う。
施策4-2 印刷物による情報発信						
ごみカレンダーの発行	36	行政	○	○	○	ごみカレンダーを引続き発行しごみの分別、資源化を進めるまた、情報紙や広報紙等印刷物を活用しごみ分別・資源化について市民に情報提供をする。
情報紙ザ・リサイクラーの発行	37	行政	○○○○	○○○○	○○○○	
広報紙の活用	38	行政	→	→	→	
資源ごみ集団回収活動手引書の発行	39	行政	○	○	○	手引書を発行し、集団回収活動のスムーズな実施につなげる。
施策4-3 ICT活用による情報発信						
スマートフォンに対応した分別等アプリの活用	44				再掲	



基本方針5 みどり園等と進める適正かつ効率的なごみ処理体制の再構築

現ごみ処理施設については、みどり園とともに適正な運用・管理や収集運搬効率の向上に努めます。また、新ごみ処理施設の計画においては、所管する西脇多可行政事務組合のほか、みどり園や多可町と連携し、環境負荷の低減や資源化の推進に配慮したシステムづくりを行います。分別区分や収集方法の見直し時には、スムーズに移行できるよう適正な処理体制を整えます。

施策5-1 収集効率の向上と環境負荷の低減				
危険箇所のごみステーションの見直し	47	行政	→	危険箇所のごみステーションについて見直しを行い収集効率の向上を目指す。また、ハイブリッド収集車両の導入や有料指定袋制度を継続実施し環境負荷の低減を目指す。事業系ごみの適正処理については、許可業者と協議をし、分別資源化を促す。
燃費の向上と温室効果ガス削減に向けたハイブリッド収集車両の導入推進	48	行政	→	
有料指定袋制度の継続実施	49	行政	→	
許可業者と事業系ごみ適正処理についての協議	50	事業者 行政	→	
施策5-2 中間処理施設の適正な管理運用				
点検と整備による安定・安全な運用確保	51	行政	→	中間処理施設の運用確保を行うために、点検と整備を行い安定・安全に努める。
搬入事業者に対する指導の徹底	52	行政	→	また、産業廃棄物等搬入不適物の適正処理を徹底する。
産業廃棄物等搬入不適物の適正処理徹底	53	行政	→	
施策5-3 最終処分場の適正な管理運用				
はやすクリーンセンターの適正な管理運用	54	行政	→	はやすクリーンセンターの適正な管理運用を行う。また、大阪湾フェニックス処分場への搬入基準適合のためのチェックを行い埋立処分を継続して行う。
大阪湾フェニックスセンターへの搬入継続	55	行政	→	蛍光管や乾電池、焼却灰の資源化の実施について新ごみ処理施設の開設に合わせて検討する。
蛍光管や乾電池、焼却灰の資源化の実施	56	行政	→	継続して検討
施策5-4 ごみの不法投棄防止・ポイ捨て防止				
警察や市民と協力した不法投棄監視パトロールの実施	57	市民 事業者 行政	○ ○ ○	廃棄物の不法投棄を防止し、地域の生活環境を保全するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り環境への負担の少ない消費行動等を促進する。
兵庫県との連携による不法投棄監視カメラ、啓発看板、防止ネットの提供（不法投棄防止地区の指定と不法投棄防止活動推進員の委嘱）	58	市民 行政	○ → ○ → ○ →	自治会やボランティア組織が実施する美化活動を推進し支援する。また、ごみの不法投棄防止パトロールを行なうことで、市民へごみの不法投棄禁止の啓発を図るとともに、不法投棄物の撤去作業を行ない市内の環境美化及び公衆衛生の保持を図る。
地域団体等環境美化活動の支援	59	市民 行政	→	
環境美化パトロールの実施	60	行政	→	毎月10日実施 毎月10日実施 毎月10日実施

施策5-5 災害廃棄物対策

取組			2018	2019	2020	事業概要
			(H30)	(H31)	(H32)	
許可業者等との災害ごみ収集運搬協定の検討	61	行政			→○	災害が発生した際に発生する災害廃棄物の処理について、許可業者等と災害ごみ収集運搬協定を締結するとともに、他自治体との応援・受援協定を結び、円滑かつ迅速な処理を実現する。
他自治体との応援・受援協定	62	行政		→○		
西脇市地域防災計画に基づく廃棄物処理マニュアルの策定	63	行政		→○	→○	災害の際に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現するために廃棄物処理マニュアルを策定する。



4 計画の進行管理

(1) 進行管理

「ごみ処理計画」に掲げる数値目標を達成するために、「ごみ処理計画」の目的や目標に市民・事業者・行政の協働により取り組む必要があります。また、数値目標や「アクションプラン」に定める具体的行動計画の進捗状況を随時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を行います。

本市では、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA「計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)」のサイクルによる進行管理を行います。

○ 計画 (Plan)

ごみの減量・資源化に向けて、基本的な方針や目標とする数値を定めるとともに、取り組むべき施策等をまとめた計画を作成します。ここでは、「ごみ処理計画」を指します。

○ 実行 (Do)

「ごみ処理計画」で示した施策に基づき、市民・事業者・行政などの主体が連携して取組を進めます。

○ 評価 (Check)

行政は、実際の取組状況や目標の達成状況などについて把握を行います。また、把握した情報を「西脇市環境審議会」に報告(諮問)します。

○ 見直し (Action)

PDCAイメージ

